

【資料4】

京丹後市地域防災計画

震災対策計画編修正(案)

令和4年3月

京丹後市防災会議

ページ	現行	改正案	備考																														
3 4	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民・事業所の責務</p> <p>第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="160 453 1389 716"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京丹後市</td> <td>(略) 11 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）又は災害発生情報の発令 (略)</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>(略) 10 避難の勧告又は指示 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	京丹後市	(略) 11 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）又は災害発生情報の発令 (略)	京都府	(略) 10 避難の勧告又は指示 (略)	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民・事業所の責務</p> <p>第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="1424 453 2653 716"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京丹後市</td> <td>(略) 11 <u>高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保</u>の発令 (略)</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>(略) 10 <u>避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	京丹後市	(略) 11 <u>高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保</u> の発令 (略)	京都府	(略) 10 <u>避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言</u> (略)	<p>府地域防災計画との整合（災害対策基本法等の一部改正に伴う修正）</p>																		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																
京丹後市	(略) 11 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）又は災害発生情報の発令 (略)																																
京都府	(略) 10 避難の勧告又は指示 (略)																																
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																
京丹後市	(略) 11 <u>高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保</u> の発令 (略)																																
京都府	(略) 10 <u>避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言</u> (略)																																
5 6	<table border="1" data-bbox="160 747 1389 1444"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">指定 地方 行政 機関</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿地方整備局 福知山河川国道事務所</td> <td>(略) 3 国土交通省管理公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>大阪管区気象台 京都地方気象台</td> <td>1 <u>地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集</u> 2 <u>津波予報等の発表及び通知</u> 3 <u>地震及び津波に関する情報の発表及び通知</u> 4 <u>地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第7普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方隊 航空自衛隊第35警戒隊</td> <td>1 災害の予防及び災害応急対策の支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定 地方 行政 機関	(略)		近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	(略) 3 国土交通省管理公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること (略)	大阪管区気象台 京都地方気象台	1 <u>地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集</u> 2 <u>津波予報等の発表及び通知</u> 3 <u>地震及び津波に関する情報の発表及び通知</u> 4 <u>地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供</u>	(略)		陸上自衛隊第7普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方隊 航空自衛隊第35警戒隊	1 災害の予防及び災害応急対策の支援		(略)			<table border="1" data-bbox="1424 747 2653 1444"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">指定 地方 行政 機関</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿地方整備局 福知山河川国道事務所</td> <td>(略) 3 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること (略)</td> </tr> <tr> <td>大阪管区気象台 京都地方気象台</td> <td>1 <u>気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表</u> 2 <u>気象、地象及び水象の予報（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> 4 <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自衛隊</td> <td>陸上自衛隊第7普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方隊 航空自衛隊第35警戒隊</td> <td>1 災害の予防及び災害応急対策の支援</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定 地方 行政 機関	(略)		近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	(略) 3 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること (略)	大阪管区気象台 京都地方気象台	1 <u>気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表</u> 2 <u>気象、地象及び水象の予報（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> 4 <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u>	(略)		自衛隊	陸上自衛隊第7普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方隊 航空自衛隊第35警戒隊	1 災害の予防及び災害応急対策の支援	(略)			<p>府地域防災計画との整合（字句修正、気象庁による修正）</p>
指定 地方 行政 機関	(略)																																
	近畿地方整備局 福知山河川国道事務所		(略) 3 国土交通省管理公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること (略)																														
	大阪管区気象台 京都地方気象台		1 <u>地震及び津波の観測並びにこれらに関する資料の収集</u> 2 <u>津波予報等の発表及び通知</u> 3 <u>地震及び津波に関する情報の発表及び通知</u> 4 <u>地震及び津波に関する知識の普及並びに資料の提供</u>																														
	(略)																																
陸上自衛隊第7普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方隊 航空自衛隊第35警戒隊	1 災害の予防及び災害応急対策の支援																																
(略)																																	
指定 地方 行政 機関	(略)																																
	近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	(略) 3 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること (略)																															
	大阪管区気象台 京都地方気象台	1 <u>気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表</u> 2 <u>気象、地象及び水象の予報（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> 4 <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u>																															
	(略)																																
自衛隊	陸上自衛隊第7普通科連隊 海上自衛隊舞鶴地方隊 航空自衛隊第35警戒隊	1 災害の予防及び災害応急対策の支援																															
(略)																																	
13	<p>第3章 市の概況</p> <p>第1節 市の自然条件</p> <p>第3 気象</p> <p>(略)</p> <p>アメダス(観測地:間人)によれば、<u>1981～2010</u>の間の年平均値は次表に示すとおりである。平均気温は<u>15.2℃</u>で、夏期の8月では<u>26.2℃</u>、冬期の1月で<u>5℃</u>と寒暖の差が大きい。</p>	<p>第3章 市の概況</p> <p>第1節 市の自然条件</p> <p>第3 気象</p> <p>(略)</p> <p>アメダス(観測地:間人)によれば、<u>1991～2020</u>の間の年平均値は次表に示すとおりである。平均気温は<u>15.4℃</u>で、夏期の8月では<u>26.9℃</u>、冬期の1月で<u>5.3℃</u>と寒暖の差が大きい。</p>	<p>最新のデータに更新（気象庁ホームページ過去の気象データ検索による）</p>																														

丹後地域の気象(年平均：月・年)

単位	平均気温 °C	最高気温 °C	最低気温 °C	平均風速 m/s	日照時間 時間	降水量 mm
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1987～2010	1981～2010
資料年数	30年	30年	30年	30年	24年	30年
1月	5.0	7.6	2.5	4.0	52.4	223.5
2月	5.1	7.9	2.5	3.9	74.1	131.2
3月	7.8	11.3	4.8	3.4	126.4	125.2
4月	13.0	17.1	9.4	2.6	179.6	99.7
5月	17.3	21.3	13.8	2.1	197.9	132.2
6月	20.8	24.5	18.0	1.9	156.8	151.6
7月	24.8	28.3	22.3	1.7	172.4	178.6
8月	26.6	30.3	24.0	1.9	221.9	104.5
9月	22.9	26.0	20.4	2.5	147.8	185.9
10月	17.7	20.7	15.0	2.9	142.7	132.0
11月	12.7	15.7	9.9	3.3	96.4	162.9
12月	7.9	10.7	5.2	3.7	69.7	239.5
全年	15.2	18.5	12.3	2.8	1645.4	1883.9

資料) アメダス

間人(京都府)緯度：北緯 35 度 44.2 分／経度：東経 135 度 05.2 分

気象の極値

項目	極値(第1位)	年月日	統計期間
最高気温	(略)		1977/2～2021/2
最低気温			1977/2～2021/2
最大風速・風向			1977/2～2021/2
日降水量			1976/4～2021/2
最大1時間降水量			1976/4～2021/2
月間降水量の多い方			1976/4～2021/2
月間降水量の少ない方			1976/4～2021/2
月間日照時間の多い方			1987/11～2021/2
月間日照時間の少ない方			1987/11～2021/2

資料) アメダス

間人(京都府)緯度：北緯 35 度 44.2 分／経度：東経 135 度 05.2 分

丹後地域の気象(年平均：月・年)

単位	平均気温 °C	最高気温 °C	最低気温 °C	平均風速 m/s	日照時間 時間	降水量 mm
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30年	30年	30年	30年	30年	30年
1月	5.3	7.9	2.7	4.2	51.0	222.1
2月	5.5	8.4	2.7	4.0	79.5	125.4
3月	8.2	11.8	5.0	3.5	141.4	123.7
4月	13.1	17.1	9.5	2.7	188.1	99.3
5月	17.6	21.7	14.1	2.1	205.8	120.4
6月	21.1	24.6	18.3	1.9	162.9	141.8
7月	25.3	28.7	22.8	1.8	178.4	170.6
8月	26.9	30.5	24.2	1.9	220.9	117.7
9月	23.2	26.2	20.6	2.6	152.7	198.0
10月	18.2	21.0	15.5	3.0	141.8	138.9
11月	13.1	15.9	10.3	3.3	99.2	154.7
12月	7.9	10.7	5.2	4.0	63.7	264.9
全年	15.4	18.7	12.6	2.9	1692.5	1899.1

資料) アメダス

間人(京都府)緯度：北緯 35 度 44.2 分／経度：東経 135 度 05.2 分

気象の極値

項目	極値(第1位)	年月日	統計期間
最高気温	(略)		1977/2～2022/2
最低気温			1977/2～2022/2
最大風速・風向			1977/2～2022/2
日降水量			1976/4～2022/2
最大1時間降水量			1976/4～2022/2
月間降水量の多い方			1976/4～2022/2
月間降水量の少ない方			1976/4～2022/2
月間日照時間の多い方			1987/11～2022/2
月間日照時間の少ない方			1987/11～2022/2

資料) アメダス

間人(京都府)緯度：北緯 35 度 44.2 分／経度：東経 135 度 05.2 分

※日照時間は、2021年3月2日から、気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布(日照時間)」から得る推計値

(令和元年の月別気象)

令和元年(2019年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和元年(2019年)の月別及び全年の気象

	降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	起日	最低気温	起日	平均風速	最大風速	風向	起日	日照時間
単位	mm	mm	(月)日	mm	(月)日	℃	℃	(月)日	℃	(月)日	m/s	m/s		(月)日	時間
1月	97.0	12.0	31日	3.0	28日	6.1	11.8	19日	1.1	26日	4.9	15.4	西南西	28日	47.2
2月	57.5	12.5	19日	4.5	19日	6.9	15.8	3日	0.5	10日	4.3	14.7	西北西	11日	83.8
3月	107.5	19.5	11日	4.5	11日	9.2	23.5	21日	1.9	14日	3.8	16.2	西北西	13日	124.0
4月	137.0	25.5	24日	7.5	10日	12.1	27.8	23日	2.2	1日	3.3	14.2	西	8日	182.2
5月	64.5	25.0	21日	13.0	21日	18.6	31.9	27日	9.1	7日	2.2	12.0	西	6日	288.2
6月	183.5	49.0	21日	24.5	21日	20.8	31.3	26日	15.3	1日	2.5	11.6	西	16日	156.8
7月	183.5	87.0	9日	40.0	9日	24.7	34.7	26日	19.7	5日	2.0	8.4	東北東	16日	138.6
8月	109.0	29.5	16日	10.0	30日	27.2	36.2	12日	21.4	29日	2.1	11.0	西	29日	219.2
9月	93.5	26.5	2日	19.5	4日	24.4	34.2	8日	16.7	21日	2.9	16.7	西	23日	165.4
10月	168.0	51.5	19日	31.5	19日	19.0	30.3	3日	12.4	16日	3.7	17.3	北東	12日	107.6
11月	57.0	8.0	14日	6.0	4日	13.4	20.9	18日	4.6	29日	4.2	13.6	西北西	14日	128.8
12月	141.5	27.0	2日	9.0	2日	9.4	17.3	17日	2.6	28日	4.2	16.5	西	27日	73.0
全年	1399.5	87.0	7月9日	40.0	7月9日	16.0	36.2	8月12日	0.5	2月10日	3.3	17.3	北東	10月12日	1714.8

第2節 市の社会的条件

第1 人口等

1 人口と世帯

京丹後市の総人口は、平成27年国勢調査において55,054人。全体として減少傾向を示しており、昭和55年から平成27年の35年間で約18.2%の減少となっている。一方、世帯数は20,469世帯で、ほぼ変わらず1.07倍（昭和55年国勢調査19,178世帯）となっている。

人口	世帯数	人口密度(人/km ²)	平均世帯人員
55,054人	20,469世帯	109.8	2.7人

2 年齢階層別人口と地区別人口

京丹後市においても少子高齢化は進んでおり、平成7年には高齢者人口(65歳以上)が年少人口(14歳以下)を上回るに至っている。

地区別人口で見ると海岸部3地区が全体の過半数を占め、他の3地区合計をやや上回る。また、久美浜、網野地区を除く4地区を流れる竹野川流域に全体の4割の人口が居住する。

(単位:人・%)

	総数	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
総数	55,054 (100)	12,028 (100)	10,122 (100)	12,931 (100)	5,316 (100)	5,058 (100)	9,599 (100)
14歳以下	6,700 (12.2)	1,625 (13.5)	1,426 (14.1)	1,465 (11.3)	549 (10.3)	561 (11.1)	1,074 (11.2)
15~64歳	28,907 (52.5)	6,491 (54.0)	5,745 (56.8)	6,664 (51.5)	2,607 (49.0)	2,563 (50.7)	4,837 (50.4)

(令和2年の月別気象)

令和2年(2020年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和2年(2020年)の月別及び全年の気象

	降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	起日	最低気温	起日	平均風速	最大風速	風向	起日	日照時間
単位	mm	mm	(月)日	mm	(月)日	℃	℃	(月)日	℃	(月)日	m/s	m/s		(月)日	時間
1月	157.0	23.0	30日	14.0	8日	7.9	16.9	8日	2.6	31日	4.9	22.0	西	8日	43.7
2月	77.5	12.5	18日	6.0	16日	7.4	18.4	16日	0.0	18日	4.5	16.2	西	16日	91.3
3月	143.5	21.5	10日	7.0	11日	9.7	22.3	19日	1.4	17日	4.3	16.5	西	19日	156.1
4月	123.0	29.0	1日	9.0	18日	11.6	21.7	25日	5.1	24日	4.1	17.0	北東	13日	190.5
5月	75.5	20.5	16日	11.5	19日	17.7	29.6	24日	10.8	8日	2.5	10.7	西南西	13日	206.4
6月	258.5	64.0	14日	24.5	14日	22.2	32.9	9日	15.6	8日	2.2	11.6	西	14日	201.8
7月	272.5	45.0	13日	10.5	6日	23.5	32.1	21日	18.5	13日	2.2	12.7	西	15日	62.2
8月	39.0	21.5	31日	21.5	31日	28.1	36.2	11日	23.0	7日	1.8	7.1	東北東	7日	265.3
9月	185.0	57.5	25日	18.5	11日	24.1	35.7	2日	17.4	29日	3.0	9.9	西	9日	131.8
10月	88.5	28.0	23日	8.0	23日	18.0	26.3	2日	10.4	24日	3.5	14.2	西	24日	128.4
11月	131.0	48.0	28日	10.5	28日	14.2	24.4	19日	6.3	28日	3.6	13.3	西南西	27日	113.9
12月	291.5	50.5	16日	10.5	25日	7.6	14.7	10日	-0.1	31日	4.4	21.6	西	30日	75.1
全年	1842.5	64.0	6月14日	24.5	6月14日	16.0	36.2	8月11日	-0.1	12月31日	3.4	22.0	西	1月8日	1666.5

第2節 市の社会的条件

第1 人口等

1 人口と世帯

京丹後市の総人口は、令和2年国勢調査において50,860人。全体として減少傾向を示しており、昭和55年から令和2年の40年間で約30.3%の減少となっている。一方、世帯数は20,138世帯で、ほぼ変わらず1.05倍（昭和55年国勢調査19,178世帯）となっている。

人口	世帯数	人口密度(人/km ²)	平均世帯人員
50,860人	20,138世帯	101.4	2.5人

2 年齢階層別人口と地区別人口

京丹後市においても少子高齢化は進んでおり、平成7年には高齢者人口(65歳以上)が年少人口(14歳以下)を上回るに至っている。

地区別人口で見ると内陸部3地区が全体の過半数を占め、他の3地区合計をやや上回る。また、久美浜、網野地区を除く4地区を流れる竹野川流域に全体の6割の人口が居住する。

(単位:人・%)

	総数	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
総数	50,860 (100)	11,337 (100)	9,575 (100)	11,778 (100)	4,657 (100)	4,671 (100)	8,842 (100)
14歳以下	5,662 (11.2)	1,405 (12.6)	1,252 (13.2)	1,149 (9.8)	415 (8.9)	481 (10.3)	960 (10.9)
15~64歳	25,593 (50.6)	6,039 (54.0)	5,262 (55.5)	5,783 (49.2)	2,147 (46.2)	2,201 (47.1)	4,161 (47.2)

最新のデータに更新
(気象庁ホームページ
過去の気象データ検索による)

最新のデータに更新
(国勢調査)

65歳以上	19,421	3,901	2,940	4,801	2,160	1,934	3,685
	(35.3)	(32.5)	(29.1)	(37.1)	(40.6)	(38.2)	(38.4)

※ 国勢調査 (平成 27 年)

65歳以上	19,292	3,737	2,973	4,813	2,086	1,987	3,696
	(38.2)	(33.4)	(31.3)	(41.0)	(44.9)	(42.6)	(41.9)

※ 国勢調査 (令和 2 年)

第3 交通

3 バス

市内の生活路線バス交通は、丹後海陸交通(株)の運行する10路線に加え、大宮町・弥栄町1路線、久美浜町6路線及び丹後町2路線を市営バス路線として運行している。

(略)

第2編 災害予防計画

第1章 建造物・公共施設等安全確保計画

第2節 建築物等の震災対策計画

第1 計画の方針

2 基本方針

(略)

(3) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施体制の整備

(略)

第4節 ガス施設防災計画

第1 計画の方針

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、ガス施設における災害発生の未然防止はもちろん、施設・設備被災による機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保することを目標として、以下の2点を重点に必要な整備を行うよう、府防災消防企画課(産業保安担当)、消防本部・署、警察署等関係機関と連携・協力し促進する。

第6節 学校等の防災計画

第2 学校施設等災害予防計画

(略)

(2)基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても児童・生徒及び利用者の安全を確保するとともに、被災者支援のための指定避難所設置施設（指定施設の場合）として、また応急教育対策を適時適所に実施可能な体制を確立することを目標として、以下の2つを柱に環境整備を行う。

(略)

第8節 社会福祉施設防災計画

第3 交通

3 バス

市内の生活路線バス交通は、丹後海陸交通(株)の運行する9路線に加え、大宮町・弥栄町1路線、久美浜町6路線及び丹後町2路線を市営バス路線として運行している。

(略)

第2編 災害予防計画

第1章 建造物・公共施設等安全確保計画

第2節 建築物等の震災対策計画

第1 計画の方針

2 基本方針

(略)

(3) 地震被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定実施体制の整備

(略)

第4節 ガス施設防災計画

第1 計画の方針

2 基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、ガス施設における災害発生の未然防止はもちろん、施設・設備被災による機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保することを目標として、以下の2点を重点に必要な整備を行うよう、府消防保安課、消防本部・署、警察署等関係機関と連携・協力し促進する。

第6節 学校等の防災計画

第2 学校施設等災害予防計画

(略)

(2)基本方針

市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な地震が発生した場合においても児童・生徒及び利用者の安全を確保するとともに、被災者支援のための指定避難所設置施設（指定施設の場合）として、また応急教育対策を適時適所に実施可能な体制を確立することを目標として、以下の2つを柱に環境整備を行う。

(略)

第8節 社会福祉施設防災計画

16

32

35

38

路線の廃線による修正

正しい文言に修正
(府の修正意見)

府の組織改編に伴う
改定

字句修正

40

第2 計画の内容

2 非常時活動体制の整備・強化

計画名	計画のあらまし
(略)	
要配慮者支援拠点としての整備	<input type="checkbox"/> 福祉避難所、要配慮者優先避難所指定の促進 <u>(追加)</u> (略)

第13節 砂防・治山施設、地すべり・急傾斜地防災計画

47

第2 計画の内容

2 土砂災害による警戒避難体制

計画名	計画のあらまし
(略)	
要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制	<input type="checkbox"/> 要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合には、この市地域防災計画に当該施設を位置付けるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 この場合、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画（避難確保計画）を作成し、当該計画による避難訓練を実施する。 <u>(追加)</u>

48

4 危険箇所及び対策施設調査点検実施体制の整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
山地災害危険地区の周知等	<input type="checkbox"/> 地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。(詳しい情報はインターネット府ホームページ、府丹後広域振興局森づくり推進課等で確認できる) (略)

第2章 情報通信連絡網の整備計画

第2節 計画の内容

第1 通信施設等情報連絡手段の多様化

53

計画名	計画のあらまし
(略)	
地域情報化推進事業	<input type="checkbox"/> CATV整備 <input type="checkbox"/> 高速インターネット接続・IP電話 <input type="checkbox"/> 防災・防犯情報メール <input type="checkbox"/> 情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IOT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的活用 <input type="checkbox"/> (追加)
(略)	

40

第2 計画の内容

2 非常時活動体制の整備・強化

計画名	計画のあらまし
(略)	
要配慮者支援拠点としての整備	<input type="checkbox"/> 福祉避難所、要配慮者優先避難所指定の促進 <input type="checkbox"/> 福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進 (略)

第13節 砂防・治山施設、地すべり・急傾斜地防災計画

47

第2 計画の内容

2 土砂災害による警戒避難体制

計画名	計画のあらまし
(略)	
要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制	<input type="checkbox"/> 要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合には、この市地域防災計画に当該施設を位置付けるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。 この場合、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画（避難確保計画）を作成し、当該計画による避難訓練を実施する。 <input type="checkbox"/> 市は、避難確保計画や避難訓練の実施状況について定期的に確認するとともに、施設管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

48

4 危険箇所及び対策施設調査点検実施体制の整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
山地災害危険地区の周知等	<input type="checkbox"/> 地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。(詳しい情報はインターネット府ホームページ、府丹後広域振興局森づくり振興課等で確認できる) (略)

第2章 情報通信連絡網の整備計画

第2節 計画の内容

第1 通信施設等情報連絡手段の多様化

53

計画名	計画のあらまし
(略)	
地域情報化推進事業	<input type="checkbox"/> CATV整備 <input type="checkbox"/> 高速インターネット接続・IP電話 <input type="checkbox"/> 防災・防犯情報メール <input type="checkbox"/> 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IOT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進 <input type="checkbox"/> デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備
(略)	

福祉避難所運営ガイドラインの修正に伴う改定

防災基本計画の修正に伴う改定

字句修正

府地域防災計画との整合(防災基本計画を踏まえた改定)

第6章 避難に関する計画

第1節 計画の方針

第2 基本方針

(略)

このため、市は、大火災になったり、津波に襲われる恐れがある場合に備えて、あらかじめ住民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる(追加)判断ができる知識と情報を提供するとともに、市の有する「地域としての災害危険性」に即して、必要な避難対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の9つを柱に避難体制の整備を進める。

(略)

3 津波に関する避難指示（緊急）等の住民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等

(略)

6 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備

(追加)

7 広域一時滞在

8 防災上重要な施設の避難計画

9 車中泊避難計画

第2節 計画の内容

第1 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定・整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
「福祉避難所」(要配慮者優先避難所及び要配慮者専用避難所)の指定・整備	<input type="checkbox"/> 福祉避難所の指定 <input type="checkbox"/> 指定避難所と同様の基準を満たす施設であること <input type="checkbox"/> 要配慮者の利用に対しての、必要な措置が講じられていること <input type="checkbox"/> 要配慮者が相談や助言を受けられることができる体制が整備されていること <input type="checkbox"/> 要配慮者を滞在させるために必要な居室が、可能な限り確保されること <input type="checkbox"/> 要配慮者向け介助支援要員の確保が容易な施設であること <input type="checkbox"/> 市施設又はその他の公共公益施設であること <u>(追加)</u>
(略)	

第2 安全避難の環境整備

計画名	計画のあらまし
避難情報伝達体制の整備	<input type="checkbox"/> 避難基準の量化のためのデータの収集 <input type="checkbox"/> 避難情報（「 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 」「 <u>避難勧告</u> 」「 <u>避難指示（緊急）</u> 」「 <u>災害発生状況</u> 」の4段階）の発令基準及び「発令対象地域」の設定等を定めた「京丹後市避難情報発令基準」の作成 (略)
(略)	

第6章 避難に関する計画

第1節 計画の方針

第2 基本方針

(略)

このため、市は、大火災になったり、津波に襲われる恐れがある場合に備えて、あらかじめ住民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる、急激に災害が切迫し発生した場合は次善行動をとる等適切な判断ができる知識と情報を提供するとともに、市の有する「地域としての災害危険性」に即して、必要な避難対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の9つを柱に避難体制の整備を進める。

(略)

3 津波に関する避難指示等の住民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等

(略)

6 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備

7 広域避難

8 広域一時滞在

9 防災上重要な施設の避難計画

10 車中避難計画

第2節 計画の内容

第1 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定・整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
「福祉避難所」(要配慮者優先避難所及び要配慮者専用避難所)の指定・整備	<input type="checkbox"/> 福祉避難所の指定 <input type="checkbox"/> 指定避難所と同様の基準を満たす施設であること <input type="checkbox"/> 要配慮者の利用に対しての、必要な措置が講じられていること <input type="checkbox"/> 要配慮者が相談や助言を受けられることができる体制が整備されていること <input type="checkbox"/> 要配慮者を滞在させるために必要な居室が、可能な限り確保されること <input type="checkbox"/> 要配慮者向け介助支援要員の確保が容易な施設であること <input type="checkbox"/> 市施設又はその他の公共公益施設であること <input type="checkbox"/> 要配慮者の安全確保 <input type="checkbox"/> 福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示することにより、福祉避難所への直接の避難を促進する。
(略)	

第2 安全避難の環境整備

計画名	計画のあらまし
避難情報伝達体制の整備	<input type="checkbox"/> 避難基準の量化のためのデータの収集 <input type="checkbox"/> 避難情報（「 <u>高齢者等避難</u> 」「 <u>避難指示</u> 」「 <u>緊急安全確保</u> 」）の発令基準及び「発令対象地域」の設定等を定めた「京丹後市避難情報発令基準」の作成 (略)
(略)	

府地域防災計画との整合（災害対策基本法等の一部改正に伴う修正、車中避難場所の確保についても避難対策の一つとして位置付けるため。）

府地域防災計画との整合（災害対策基本法等の一部改正を踏まえた改定）

府地域防災計画との整合（災害対策基本法等の一部改正、防災基本計画の修正に伴う改定、京都府人権教育・啓発推進計

69

施設・設備・物資の備蓄	□指定避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等）の備蓄に努める。 <u>(追加)</u>
-------------	--

70

<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
-------------	-------------

車での避難について (略)	(略)
------------------	-----

新型インフルエンザ等感染者発生に備えた対策	(略) □避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。 <u>(追加)</u>
-----------------------	--

71

第3 津波に関する避難指示(緊急)等の住民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等

1 伝達手段

伝達手段	特長	課題
(略)		
エリアメール (携帯電話等へのメール)	(略)	
「京都府防災・防犯情報メール配信システム」、「京丹後市メール配信サービス」 (携帯電話等へのメール)		
(略)		

施設・設備・物資の備蓄	□指定避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資（食料、飲料水、 <u>携帯トイレ、簡易トイレ</u> 、常備薬、マスク、消毒液、 <u>段ボールベッド、パーティション</u> 、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や <u>新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等</u> ）の備蓄に努める。 <u>□備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。</u>
-------------	---

<u>指定避難所運営体制の整備</u>	<input type="checkbox"/> 指定避難所運営マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 高齢者、障害者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れる。 <input type="checkbox"/> 指定避難所運営訓練の実施 <input type="checkbox"/> 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。 <input type="checkbox"/> 施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 <input type="checkbox"/> 住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 <input type="checkbox"/> 指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 <input type="checkbox"/> 良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換
---------------------	---

車での避難について (略)	(略)
------------------	-----

新型インフルエンザ等感染者発生等に備えた対策	(略) □避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定める。 <u>□新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、府と連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、受入れ施設を確保できるよう、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、関係機関との調整を進める。</u>
------------------------	--

第3 津波に関する避難指示等の住民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等

1 伝達手段

伝達手段	特長	課題
(略)		
<u>緊急速報メール</u> (携帯電話等へのメール)	(略)	
「京都府防災・防犯情報メール配信システム」 (携帯電話等へのメール)		
(略)		

画を踏まえた改定)

災害対策基本法等の一部改正に伴う改定

字句修正、サービスの統合による修正

2 伝達体制

計画名	計画のあらまし
体制の確保	<input type="checkbox"/> 津波警報等の内容に応じた避難指示（緊急）等の発令基準の策定 <input type="checkbox"/> 津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示（緊急）等の発表・発令・伝達体制の整備 (略)
伝達体制の整備	(略) <input type="checkbox"/> 「京都府防災・防犯情報メール配信システム」、「京丹後市メール配信サービス」の防災情報メール配信サービスへの登録促進 「京都府防災・防犯情報メール配信システム」、「京丹後市メール配信サービス」の防災情報メール配信サービスへの登録促進を行う。 <input type="checkbox"/> 電源確保体制の整備 J-ALERT、防災行政無線等の機能確保のため <input type="checkbox"/> 地震発生が夜間等、勤務時間外の場合の対応 迅速な避難指示（緊急）等の発令、自治会、消防団、避難支援者等への伝達体制の整備 <input type="checkbox"/> 情報の更新と確実な伝達体制の整備 気象庁から発表される地震規模、津波警報は時間をおいて何段階か上方修正されることがある。 最初に実際に大きく下回る津波高が発表された場合、住民や消防団員等の避難行動が鈍り、被害を拡大させる可能性がある。 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性について周知する。 <input type="checkbox"/> 津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を住民等に伝える仕組みの構築 津波浸水想定図の作成と活用 (略)

第4 防災事務に従事する者(市職員、消防団員等)の安全確保

計画名	計画のあらまし
(略)	
防災対応や避難誘導に係る行動ルール策定の策定	<input type="checkbox"/> 襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮し、避難指示（緊急）等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めておく。(東日本大震災では、水門閉鎖中や、避難しながらいない人の説得中に防災事務従事者が被害にあった事例がある)
(略)	

2 伝達体制

計画名	計画のあらまし
体制の確保	<input type="checkbox"/> 津波警報等の内容に応じた避難指示の発令基準の策定 <input type="checkbox"/> 津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制の整備 (略)
伝達体制の整備	(略) <input type="checkbox"/> 「京都府防災・防犯情報メール配信システム」の防災情報メール配信サービスへの登録促進 「京都府防災・防犯情報メール配信システム」の防災情報メール配信サービスへの登録促進を行う。 <input type="checkbox"/> 電源確保体制の整備 J-ALERT、防災行政無線等の機能確保のため <input type="checkbox"/> 地震発生が夜間等、勤務時間外の場合の対応 迅速な避難指示の発令、自治会、消防団、避難支援者等への伝達体制の整備 <input type="checkbox"/> 情報の更新と確実な伝達体制の整備 気象庁から発表される地震規模、津波警報は時間をおいて何段階か上方修正されることがある。 最初に実際に大きく下回る津波高が発表された場合、住民や消防団員等の避難行動が鈍り、被害を拡大させる可能性がある。 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性について周知する。 <input type="checkbox"/> 津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝える仕組みの構築 津波浸水想定図の作成と活用 (略)

第4 防災事務に従事する者(市職員、消防団員等)の安全確保

計画名	計画のあらまし
(略)	
防災対応や避難誘導に係る行動ルール策定の策定	<input type="checkbox"/> 襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮し、避難指示の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めておく。(東日本大震災では、水門閉鎖中や、避難しながらいない人の説得中に防災事務従事者が被害にあった事例がある)
(略)	

災害対策基本法等の一部改正に伴う改定、市の運用にかかる修正

72

73

第5 指定避難所運営体制の整備

計画名	計画のあらまし
指定避難所運営体制の整備	<input type="checkbox"/> 指定避難所運営マニュアルの作成 <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> 指定避難所運営訓練の実施 <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> 施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> 良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換
(略)	

75 (追加)

(追加)

第7 広域一時滞在

76 第8 防災上重要な施設の避難計画

計画名	計画のあらまし
防災上重要な施設の避難計画の作成	(略) <input type="checkbox"/> 防災上重要な施設のうち、 <u>水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法</u> に基づき、市地域防災計画に記載されたもの（要配慮者利用施設及び避難促進施設）は、 <u>水害、土砂災害又は津波</u> に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成及び避難訓練を実施する。 (略)

第5 指定避難所運営体制の整備

計画名	計画のあらまし
指定避難所運営体制の整備	<input type="checkbox"/> 指定避難所運営マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> <u>高齢者、障がい者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れる。</u> <input type="checkbox"/> 指定避難所運営訓練の実施 <input type="checkbox"/> <u>感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。</u> <input type="checkbox"/> 施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 <input type="checkbox"/> <u>住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</u> <input type="checkbox"/> <u>指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u> <input type="checkbox"/> 良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換
(略)	

第7 広域避難

計画名	計画のあらまし
広域避難	<input type="checkbox"/> <u>市は、当該地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、府内の他の市町村に協議する。</u> <input type="checkbox"/> <u>市は、避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの居住者等を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。</u> <input type="checkbox"/> <u>市は、指定避難所が広域避難の用に供する避難所にもなりうることに ついて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。</u> <input type="checkbox"/> <u>市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、府その他関係期間と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との居住者等の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定め、実践型の防災訓練を実施するよう努める。</u> <input type="checkbox"/> <u>市は、域内の指定緊急避難場所等が不足する場合は、他の市町村に避難場所等の提供を要請する。</u>

第8 広域一時滞在

第9 防災上重要な施設の避難計画

計画名	計画のあらまし
防災上重要な施設の避難計画の作成	(略) <input type="checkbox"/> 防災上重要な施設のうち、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法に基づき、市地域防災計画に記載されたもの（要配慮者利用施設及び避難促進施設）は、土砂災害又は津波に対応した避難に係る計画（避難確保計画）を作成及び避難訓練を実施する。 (略)

府地域防災計画との整合（防災基本計画及び京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえた改定）

府地域防災計画との整合（災害対策基本法等の一部改正に伴う修正）

項繰り下げ

字句修正

第9 車中泊避難計画

計画名	計画のあらまし
車中泊対応可能な避難場所のリストアップ	<input type="checkbox"/> 車中泊避難場所候補地一覧の作成 (略)
車中泊避難場所運営体制の整備	<input type="checkbox"/> 車中泊避難場所運営マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 (追加) <input type="checkbox"/> 車中泊避難に係る情報提供 (追加) <input type="checkbox"/> 避難場所の環境整備 (略)

(略)

第12章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第2節 計画の内容

第1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進

第10 車中避難計画

計画名	計画のあらまし
車中泊対応可能な避難場所のリストアップ	<input type="checkbox"/> <u>車中避難場所</u> 候補地一覧の作成 (略)
<u>車中避難場所</u> 運営体制の整備	<input type="checkbox"/> <u>車中避難場所</u> 運営マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 <input type="checkbox"/> <u>車中避難場所について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等の事前調整</u> <input type="checkbox"/> 車中泊避難に係る情報提供 <input type="checkbox"/> <u>車中避難場所の周知、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起</u> <input type="checkbox"/> 避難場所の <u>確保</u> ・環境整備 (略)

(略)

第12章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第2節 計画の内容

第1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進

府地域防災計画との整合（災害対策基本法等の一部改正に伴う修正、府地域防災計画（車中避難場所の確保についても避難対策の一つとして位置付けるため。）

89
90

計画名	計画のあらまし
(略)	
地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保	<input type="checkbox"/> 地域コミュニティの形成促進 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成と実効性の検証を踏まえた見直し、定期的な更新 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 (次に掲げる者のうち在宅の者) <input type="checkbox"/> 65歳以上の <u>ひとり暮らし</u> 高齢者 (略) <input type="checkbox"/> 名簿の適正管理 (略) <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> 避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制 (略) <input type="checkbox"/> 避難支援等関係者(区、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、消防団、警察署、 <u>避難支援者</u>)との連携体制を確保、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流促進 <input type="checkbox"/> 本人の同意を得てあらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別計画を <u>提供</u> <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認 <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> <u>(追加)</u> 社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備 (略)

計画名	計画のあらまし
(略)	
地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保	<input type="checkbox"/> 地域コミュニティの形成促進 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿及び <u>個別避難計画</u> の作成と実効性の検証を踏まえた見直し、定期的な更新 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 (次に掲げる者のうち在宅の者) <input type="checkbox"/> 65歳以上の <u>ひとり暮らし</u> 高齢者 (略) <input type="checkbox"/> 名簿の適正管理 (略) <input type="checkbox"/> <u>個別避難計画の作成</u> <input type="checkbox"/> <u>福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</u> <input type="checkbox"/> <u>避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したもとなるよう、必要に応じて更新する。</u> <input type="checkbox"/> <u>個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン(避難計画)又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。</u> <input type="checkbox"/> 避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制 (略) <input type="checkbox"/> 避難支援等関係者(区、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、消防団、警察署 <u>及び避難支援者その他の避難支援等の実施に携わる関係者</u>)との連携体制を確保、災害時に迅速に避難できるよう地域住民との交流促進 <input type="checkbox"/> <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難行動要支援者の同意が無くても避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供</u> <input type="checkbox"/> <u>平時において、災害に備え、本人の同意を要することなく提供できるように検討</u> <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認 <input type="checkbox"/> <u>避難支援等関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備</u> (略)

府地域防災計画との整合(災害対策基本法等の一部改正及び防災基本計画の修正に伴う改定)、京丹後市災害時避難行動要支援者の登録及び個別支援計画の作成に関する要綱との整合

96

第16章 市民の防災活動の促進
 第1節 防災知識と地震時の心得の普及
 第2 計画の内容

計画名	計画のあらまし
(略)	
住民に対する防災知識の普及方法	(略) <input type="checkbox"/> 市公式Facebookによる普及(防災関連情報) <input type="checkbox"/> 防災行政無線、市ケーブルテレビ <u>(追加)</u> 、FMたんご等による普及 (略)

第16章 市民の防災活動の促進
 第1節 防災知識と地震時の心得の普及
 第2 計画の内容

計画名	計画のあらまし
(略)	
住民に対する防災知識の普及方法	(略) <input type="checkbox"/> 市公式Facebook、 <u>市公式LINE</u> による普及(防災関連情報) <input type="checkbox"/> 防災行政無線、市ケーブルテレビ <u>(データ放送)</u> 、FMたんご等による普及 (略)

市のサービス開始及び名称変更に伴う改定

97

住民の防災意識向上のための普及啓発の内容	(略) □市地震・津波ハザードマップや市防災マップ、府マルチハザード情報情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握 (略)
(略)	

第2節 自主防災組織の整備と指導

第2 計画の内容

2 地域における相互協力体制の確立

計画名	計画のあらまし
自主防災組織の具体的活動	自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。 【平常時】 □防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、避難経路・避難情報の伝達・誘導方法・避難時の携行物資の検討、防災訓練の実施、防災機関・本部・各活動班・各世帯の体系的連絡方法、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制の整備、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等 (略)
(略)	

99

第20章 広域応援体制の整備

第1節 計画の方針

第4 応援受入れのためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
各種専門ボランティア受入れ要領の整備	※ 第17章第2節「専門ボランティアの登録・支援等計画」参照

107

第23章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

第2 基本方針

市は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や近隣市町などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

111

第3編 災害応急対策計画

第1部 非常時活動体制に関する対応計画

第1章 地震発災初期及び警戒対策

住民の防災意識向上のための普及啓発の内容	(略) □市地震・津波ハザードマップや市洪水・土砂災害ハザードマップ、府マルチハザード情報情報提供システムを活用した災害危険箇所の把握 (略)
(略)	

第2節 自主防災組織の整備と指導

第2 計画の内容

2 地域における相互協力体制の確立

計画名	計画のあらまし
自主防災組織の具体的活動	自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。 【平常時】 □防災知識や防災情報の入手方法の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握及びマップ化、自主的に早めの避難行動を行うための目安の設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定、避難経路・避難情報の伝達・誘導方法・避難時の携行物資の検討、防災訓練の実施、防災機関・本部・各活動班・各世帯の体系的連絡方法、地域の消防団員や民生児童委員等と連携した協力体制の整備、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等 (略)
(略)	

第20章 広域応援体制の整備

第1節 計画の方針

第4 応援受入れのためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
各種専門ボランティア受入れ要領の整備	※ 第18章第2節「専門ボランティアの登録・支援等計画」参照

第23章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

第2 基本方針

市は、大規模広域災害が発生し、又は発生するおそれがあり、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や近隣市町などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

第3編 災害応急対策計画

第1部 非常時活動体制に関する対応計画

第1章 地震発災初期及び警戒対策

字句修正

字句修正

防災基本計画を踏
まえた改定

113

第1節 震度5弱以下の地震が発生した場合

第2 初動対応上の基本指針

5 水防法に基づく「浸水想定区域」及び土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」への避難に関する事項は、別途定める「京丹後市避難情報発令基準」に基づき実施する。

第2章 災害対策本部等運用計画

第2節 災害警戒本部

第2 災害警戒本部運営の基本指針

3 災害警戒本部の要員は、実務担当者を主体として、先行的かつ網羅的に配備する。これにより地震、津波等により災害発生のおそれのある地区に関し、的確な減災活動、災害発生のおそれのある地区の的確な把握、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）、災害発生情報等の各段階に即した的確な情報伝達、そして住民の円滑な避難の誘導・支援を行う。

128

第3 災害警戒本部の各級責任者、構成・事務分掌

1 災害警戒本部長等各級責任者

Table with 3 columns: 区分, 基本配備体制, 平常時職名. Rows include (略), 総務班長, 衛生班長, 救護厚生班長, (略).

2 災害警戒本部各班の構成・事務分掌

Table with 4 columns: 班の名称, 本部を構成する班 (基本, 1号), 班員となる課, 事務分掌. Rows include 総務班, 救護厚生班, 衛生班.

129

第1節 震度5弱以下の地震が発生した場合

第2 初動対応上の基本指針

5 水防法に基づく「洪水浸水想定区域」及び土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」への避難に関する事項は、別途定める「京丹後市避難情報発令基準」に基づき実施する。

第2章 災害対策本部等運用計画

第2節 災害警戒本部

第2 災害警戒本部運営の基本指針

3 災害警戒本部の要員は、実務担当者を主体として、先行的かつ網羅的に配備する。これにより地震、津波等により災害発生のおそれのある地区に関し、的確な減災活動、災害発生のおそれのある地区の的確な把握、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の各段階に即した的確な情報伝達、そして住民の円滑な避難の誘導・支援を行う。

第3 災害警戒本部の各級責任者、構成・事務分掌

1 災害警戒本部長等各級責任者

Table with 3 columns: 区分, 基本配備体制, 平常時職名. Rows include (略), 総務班長, 衛生班長, 救護厚生班長, (略).

2 災害警戒本部各班の構成・事務分掌

Table with 4 columns: 班の名称, 本部を構成する班 (基本, 1号), 班員となる課, 事務分掌. Rows include 総務班, 救護厚生班, 衛生班.

字句修正

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正

市の組織改編に伴う改定

(略)

第3節 災害対策本部

第4 本部各部・班の事務分掌、構成のめやす

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
総務部	(略)	総務課長	(略)	(本部指令班) (略) 17 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、及び災害発生情報、警戒区域設定のとりまとめに関すること (略)
		人事課長	(略)	(略)
		秘書広報 聴課長	秘書広報 聴課 政策企画課 (追加)	(略)
		財政課長	(追加) 財政課 財産活用課 入札契約課 税務課 会計課	(略)
衛生部	(略)	市民課長	(略)	(略)
		生活環境課 長	生活環境課 (追加)	(略)
救護衛生部	(略)	生活福祉課 長	生活福祉課 健康推進課 (追加)	(略)
		医療政策課 長	(略)	(医療救援班) (略) 3 災害対策用医療薬品並びに衛生材料の調達及び配付のとりまとめに関すること (略)
(略)				

134
135
136

第5節 現地災害対策本部

第2 現地災害対策本部を設置するとき

(略)

第3節 災害対策本部

第4 本部各部・班の事務分掌、構成のめやす

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
総務部	(略)	総務課長	(略)	(本部指令班) (略) 17 <u>高齢者等避難、避難指示</u> 及び <u>緊急安全確保並びに警戒区域設定のとりまとめに関すること</u> (略)
		人事課長	(略)	(略)
		秘書広報 聴課長	秘書広報 聴課 政策企画課 <u>デジタル戦略課</u>	(略)
		財政課長	<u>地域コミュニティ推進課</u> 財政課 財産活用課 入札契約課 会計課	(略)
衛生部	(略)	市民課長	(略)	(略)
		生活環境課 長	生活環境課 <u>税務課</u>	(略)
救護衛生部	(略)	生活福祉課 長	生活福祉課 健康推進課 <u>新型コロナウイルス対策室</u>	(略)
		医療政策課 長	(略)	(医療救援班) (略) 3 災害対策用医療薬品 <u>及び</u> 衛生材料の調達及び配付のとりまとめに関すること (略)
(略)				

災害対策基本法等の一部改正及び市の組織改編等に伴う改定並びに字句修正

第5節 現地災害対策本部

第2 現地災害対策本部を設置するとき

<p>142 (略)</p> <p>2 かけ崩れ、土石流その他土砂災害、雪崩の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難の<u>勧告又は指示</u>の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき</p> <p>第4 現地本部長への権限の委譲</p> <p>(略)</p> <p>1 現地災害対策本部所管地域における<u>避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>の発令</p> <p>第3章 動員計画</p> <p>第4節 府・国等防災機関・団体への出動、応援要請</p> <p>第4 府に対する職員応援又は派遣あっせん要請その他必要な事項</p> <p>1 府に対する職員応援又は派遣あっせんの要請</p>	<p>(略)</p> <p>2 かけ崩れ、土石流その他土砂災害、雪崩の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難の<u>指示</u>の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき</p> <p>第4 現地本部長への権限の委譲</p> <p>(略)</p> <p>1 現地災害対策本部所管地域における<u>避難指示又は緊急安全確保</u>の発令</p> <p>第3章 動員計画</p> <p>第4節 府・国等防災機関・団体への出動、応援要請</p> <p>第4 府に対する職員応援又は派遣あっせん要請その他必要な事項</p> <p>1 府に対する職員応援又は派遣あっせんの要請</p>	<p>災害対策基本法等の一部改正に伴う改定</p>
<p>153 (略)</p> <p>府に対する職員応援又は派遣あっせんの要請は、電話、ファクシミリ（地上系、衛星通信系の府防災行政無線含む）により以下の条件を示し府災害対策支部（支部が設置されない場合は丹後広域振興局<u>総務室</u>）を通じて行う。通信途絶その他の事情により正規の方法によることが困難なときは、迅速を第1として、行う。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 労働者の確保</p> <p>第3 労働者確保の方法</p> <p>災害応急対策を実施するにあたり、市本部要員及び市内民間団体、区及び事業所への協力による動員のみでは労力的に不足する場合は、以下の事項を示し府災害対策支部（支部が設置されない場合は丹後広域振興局<u>総務室</u>）を通じて人員の確保要請を行う。</p> <p>第4章 通信情報連絡活動計画</p> <p>第3節 災害情報及び防災情報の収集・連絡</p> <p>第3 府(本部)への報告</p> <p>4 事態が切迫している場合の措置</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>府に対する職員応援又は派遣あっせんの要請は、電話、ファクシミリ（地上系、衛星通信系の府防災行政無線含む）により以下の条件を示し府災害対策支部（支部が設置されない場合は丹後広域振興局<u>総務防災課</u>）を通じて行う。通信途絶その他の事情により正規の方法によることが困難なときは、迅速を第1として、行う。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 労働者の確保</p> <p>第3 労働者確保の方法</p> <p>災害応急対策を実施するにあたり、市本部要員及び市内民間団体、区及び事業所への協力による動員のみでは労力的に不足する場合は、以下の事項を示し府災害対策支部（支部が設置されない場合は丹後広域振興局<u>総務防災課</u>）を通じて人員の確保要請を行う。</p> <p>第4章 通信情報連絡活動計画</p> <p>第3節 災害情報及び防災情報の収集・連絡</p> <p>第3 府(本部)への報告</p> <p>4 事態が切迫している場合の措置</p> <p>(略)</p>	<p>府の組織改編に伴う改定</p>
<p>161 (略)</p> <p>□報告は以下に掲げる事項が発生次第、その都度報告する。</p> <p>(3)<u>避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報</u>の状況</p> <p>(略)</p> <p>第5章 災害広報広聴計画</p> <p>第3節 市による災害広報活動要領</p> <p>第1 津波等災害警戒段階にある他の地域も含めた全市域向け</p>	<p>(略)</p> <p>□報告は以下に掲げる事項が発生次第、その都度報告する。</p> <p>(3)<u>避難指示及び緊急安全確保</u>の状況</p> <p>(略)</p> <p>第5章 災害広報広聴計画</p> <p>第3節 市による災害広報活動要領</p> <p>第1 津波等災害警戒段階にある他の地域も含めた全市域向け</p>	<p>災害対策基本法等の一部改正に伴う改定</p>

165

おもな広報事項	広報手段
(略)	□市ホームページ、CATV (追加)、市公式Facebook (追加) (略)

第2 災害発生後にとるべき主な措置

1 発災直後から3日目程度まで(地震災害発生地域向けの場合発生中)

166

おもな広報事項	広報手段
□必要な区域、施設に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難指示(緊急)又は災害発生情報の発令 (略)	□市ホームページ(追加) (略)
(略)	(略)

2 被害の状況が静穏化した段階～本部閉鎖まで

おもな広報事項	広報手段
(略)	□市ホームページ、CATV (追加)、市公式Facebook (追加) (略)

第4節 防災関係機関との相互協力

167

災害の広報にあたっては、府を通じて防災関係機関の情報の収集に努めるとともに、必要があるときは、直接本部長より他の防災関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、公共情報コモンズを利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

第6章 災害救助法の適用要請

第2節 災害救助法の適用要請要領

第2 救助法の適用基準

(略)

169

区分	人口	1号適用 (市内の住家 減失世帯数)	2号適用 (府内の住家 減失世帯数 2000世帯 以上の時)	3号適用 (府知事が必要と認めたとき)	4号適用
京丹後市	平成27年 国勢調査 55,054 人	80世帯以上	40世帯以上	※ ¹ ※ ²	※ ³

(略)

おもな広報事項	広報手段
(略)	□市ホームページ、CATV (データ放送)、市公式Facebook、市公式LINE (略)

第2 災害発生後にとるべき主な措置

1 発災直後から3日目程度まで(地震災害発生地域向けの場合発生中)

おもな広報事項	広報手段
□必要な区域、施設に対する <u>高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保</u> の発令 (略)	□市ホームページ、CATV (データ放送)、市公式Facebook、市公式LINE (略)
(略)	(略)

2 被害の状況が静穏化した段階～本部閉鎖まで

おもな広報事項	広報手段
(略)	□市ホームページ、CATV (データ放送)、市公式Facebook、市公式LINE (略)

第4節 防災関係機関との相互協力

災害の広報にあたっては、府を通じて防災関係機関の情報の収集に努めるとともに、必要があるときは、直接本部長より他の防災関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、公共Lアラート(災害情報共有システム)を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

第6章 災害救助法の適用要請

第2節 災害救助法の適用要請要領

第2 救助法の適用基準

(略)

区分	人口	1号適用 (市内の住家 減失世帯数)	2号適用 (府内の住家 減失世帯数 2000世帯 以上の時)	3号適用 (府知事が必要と認めたとき)	4号適用
京丹後市	令和2年 国勢調査 50,860 人	80世帯以上	40世帯以上	※ ¹ ※ ²	※ ³

(略)

市のサービス開始に伴う改定

災害対策基本法等の一部改正に伴う改定、市のサービス開始等に伴う改定

市のサービス開始に伴う改定

府地域防災計画との整合

170	(追加)			
	(追加)			
	第3 救助法による救助の実施			
	第7章 輸送計画			
	第2節 輸送業務実施体制及び要領			
172	(追加)			
	(追加)			
	第2 緊急通行車両の確認			
	1 緊急通行車両の範囲 (略)			
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">緊急通行車両の範囲</th> </tr> <tr> <td>(1) 警報の発表及び伝達並びに避難勧告、避難指示（緊急）又は災害発生情報に関するもの (略)</td> </tr> </table>	緊急通行車両の範囲	(1) 警報の発表及び伝達並びに避難勧告、避難指示（緊急）又は災害発生情報に関するもの (略)	
緊急通行車両の範囲				
(1) 警報の発表及び伝達並びに避難勧告、避難指示（緊急）又は災害発生情報に関するもの (略)				
	第3 車両以外の輸送手段 (略)			
173	1 航空機（ヘリコプター）による輸送	※府（ <u>災害対策課、防災消防企画課</u> ）→京都市・警察本部・自衛隊		
	2 鉄道による輸送	※京都丹後鉄道		
	3 船による輸送	※漁協、府（ <u>災害対策課、防災消防企画課</u> ）→海上保安庁		
	第3節 救援物資地域内輸送拠点・臨時ヘリポートの確保			
	第2 臨時ヘリポートの開設			
	2 開設の方法及び府への通知			
	臨時ヘリポート予定地について、被害状況を把握し開設に必要な措置を完了したときは、ただちに府（丹後広域振興局、 <u>災害対策課、防災消防企画課</u> ）にそれぞれ開設の有無を報告する。 (略)			
	第10章 自衛隊災害派遣受入計画			
	第1節 計画の方針			

	第3 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用			
	<u>災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合、府が救助の実施主体となって、当該所管区域内の市町村に救助を実施する。</u>	府地域防災計画との整合（災害対策基本法等の一部改正に伴う追加）		
	第4 救助法による救助の実施	項繰り下げ		
	第7章 輸送計画			
	第2節 輸送業務実施体制及び要領			
	第2 広域避難等における人員輸送			
	<u>市は、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者を避難させる必要が生じた場合は、人員輸送を実施する。なお、市内で車両等の確保が困難な場合は、府及び隣接市町村に協力を要請する。</u>	府地域防災計画との整合（防災基本計画の修正に伴う追加）		
	第3 緊急通行車両の確認	項繰り下げ		
	1 緊急通行車両の範囲 (略)	災害対策基本法等の一部改正に伴う改定		
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">緊急通行車両の範囲</th> </tr> <tr> <td>(1) 警報の発表及び伝達並びに避難指示又は緊急安全確保に関するもの (略)</td> </tr> </table>	緊急通行車両の範囲	(1) 警報の発表及び伝達並びに避難指示又は緊急安全確保に関するもの (略)	
緊急通行車両の範囲				
(1) 警報の発表及び伝達並びに避難指示又は緊急安全確保に関するもの (略)				
	第4 車両以外の輸送手段 (略)	項繰り下げ		
	1 航空機（ヘリコプター）による輸送	※府（ <u>災害対策課</u> ）→京都市・警察本部・自衛隊		
	2 鉄道による輸送	※京都丹後鉄道		
	3 船による輸送	※漁協、府（ <u>災害対策課</u> ）→海上保安庁		
	第3節 救援物資地域内輸送拠点・臨時ヘリポートの確保			
	第2 臨時ヘリポートの開設			
	2 開設の方法及び府への通知			
	臨時ヘリポート予定地について、被害状況を把握し開設に必要な措置を完了したときは、ただちに府（丹後広域振興局、 <u>災害対策課</u> ）にそれぞれ開設の有無を報告する。 (略)	府の組織改編に伴う改定		
	第10章 自衛隊災害派遣受入計画			
	第1節 計画の方針			

第3 災害派遣部隊の活動内容

(略)

項目	活動内容
(略)	
避難の援助	<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 又は災害発生情報等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(略)	

第13章 応援協力要請（受援）計画

第2節 応援協力要請の内容

第4 国による応援制度

1 被災市区町村応援職員確保システム

市は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。

第2部 二次災害防止及び人的危険回避に関する対応計画

第1章 消防活動計画

第1節 計画の方針

第2 大規模地震発生時の消防活動の基本指針

1 市街地大火が発生した場合、もしくは地震発生直後においては、消防団部以外の各部、各支部・各機関は、消防署部の要請を最優先し市長(本部長)の指揮のもと大火阻止を第一に対処する。また、市長(本部長)は、火災・災害等即報要領に基づき迅速な報告を災害対策課、防災消防企画課を通じて知事に行う。

第5節 消防団の活動

第6 避難誘導

避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

第2章 水防活動計画

第3節 役割分担、連携等のめやす

第2 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
総務部	(略) □ <u>避難勧告</u> 等本部長指示の伝達 (略)
(略)	

第3章 危険建物等・土砂災害・積雪災害による人的危険回避対策

第1節 計画の方針

第3 災害派遣部隊の活動内容

(略)

項目	活動内容
(略)	
避難の援助	<u>避難指示</u> 又は <u>緊急安全確保</u> が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(略)	

第13章 応援協力要請（受援）計画

第2節 応援協力要請の内容

第4 国による応援制度

1 応急対策職員派遣制度

市は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。

第2部 二次災害防止及び人的危険回避に関する対応計画

第1章 消防活動計画

第1節 計画の方針

第2 大規模地震発生時の消防活動の基本指針

1 市街地大火が発生した場合、もしくは地震発生直後においては、消防団部以外の各部、各支部・各機関は、消防署部の要請を最優先し市長(本部長)の指揮のもと大火阻止を第一に対処する。また、市長(本部長)は、火災・災害等即報要領に基づき迅速な報告を府災害対策課、消防保安課を通じて知事に行う。

第5節 消防団の活動

第6 避難誘導

避難指示が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

第2章 水防活動計画

第3節 役割分担、連携等のめやす

第2 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
総務部	(略) □ <u>避難指示</u> 等本部長指示の伝達 (略)
(略)	

第3章 危険建物等・土砂災害・積雪災害による人的危険回避対策

第1節 計画の方針

災害対策基本法等の一部改正に伴う改定

府地域防災計画との整合（防災基本計画の修正に伴う改定）

府の組織改編に伴う改定

災害対策基本法等の一部改正に伴う改定

178

184

187

190

193

195

第2 大規模地震発生後における人的危険回避のための基本指針

- 危険建物等・土砂災害による人的危険を回避するため、各支部指定観測地点の降雨量（府・国等の助言を得てその都度決める。当座は、通常警戒時の50%として、時間雨量20mm以上又は24時間雨量65mm以上をめやすとする）を基準として、できる限り先行的に危険建物等及び土砂災害への注意の喚起、巡視、警戒、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等の発令を行う。
- 特に避難路となる道路支障の発生その他により孤立危険のある地区については、大雨警報が発令された時点で「避難準備・高齢者等避難開始」を当該地区の区長及び消防団員に伝達し、市指定避難所への避難を促す。
(略)
- 雪崩等降・積雪による人的危険を回避するため、各支部指定観測地点の警戒積雪深（府・国等の助言を得てその都度決める。当座は、60cm～130cmをめやすとする）を基準として、できる限り先行的に積雪災害への注意の喚起、巡視、警戒、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等の発令を行う。
(略)

第2節 危険建物等・土砂災害対策

第1 とるべき措置のめやす

- 危険箇所における緊急避難
危険箇所における避難勧告、避難指示（緊急）又は災害発生情報の発令、避難の誘導及び指定避難所の開設・運営に関しては、第6章「緊急避難に関する計画」及び第4部第3章「避難所開設・運営計画」に基づき行う。

197

第3節 降・積雪対策

第1 とるべき措置のめやす

- 警戒対策の実施
(略)
- (6)危険区域住民向け避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）又は災害発生情報発令の連絡（防災行政無線、関係区長への電話、有線放送、巡回広報等による。）
(略)

199

第4章 危険物等応急対策計画

第2節 計画の内容

第3 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
総務部	<input type="checkbox"/> <u>避難勧告</u> 等本部長指示の伝達 (略)
(略)	

202

第6章 緊急避難に関する計画

第2 大規模地震発生後における人的危険回避のための基本指針

- 危険建物等・土砂災害による人的危険を回避するため、各支部指定観測地点の降雨量（府・国等の助言を得てその都度決める。当座は、通常警戒時の50%として、時間雨量20mm以上又は24時間雨量65mm以上をめやすとする）を基準として、できる限り先行的に危険建物等及び土砂災害への注意の喚起、巡視、警戒、を行い、高齢者等避難、避難指示等の発令を行う。
- 特に避難路となる道路支障の発生その他により孤立危険のある地区については、大雨警報が発令された時点で「高齢者等避難」を当該地区の区長及び消防団員に伝達し、市指定避難所への避難を促す。
(略)
- 雪崩等降・積雪による人的危険を回避するため、各支部指定観測地点の警戒積雪深（府・国等の助言を得てその都度決める。当座は、60cm～130cmをめやすとする）を基準として、できる限り先行的に積雪災害への注意の喚起、巡視、警戒、を行い、高齢者等避難、避難指示等の発令を行う。
(略)

第2節 危険建物等・土砂災害対策

第1 とるべき措置のめやす

- 危険箇所における緊急避難
危険箇所における避難指示又は緊急安全確保の発令、避難の誘導及び指定避難所の開設・運営に関しては、第6章「緊急避難に関する計画」及び第4部第3章「避難所開設・運営計画」に基づき行う。

第3節 降・積雪対策

第1 とるべき措置のめやす

- 警戒対策の実施
(略)
- (6)危険区域住民向け高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保発令の連絡（防災行政無線、関係区長への電話、有線放送、巡回広報等による。）
(略)

第4章 危険物等応急対策計画

第2節 計画の内容

第3 市各部及び支部の活

名称	役割のあらまし
総務部	<input type="checkbox"/> <u>避難指示</u> 等本部長指示の伝達 (略)
(略)	

第6章 緊急避難に関する計画

災害対策基本法等の一部改正に伴う改定

205

第1節 計画の方針

第2 緊急避難の基本指針

1 災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。住民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、住民は必要に応じて避難勧告等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市から避難勧告が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。そのため、市は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難準備・高齢者等避難開始等を発令し、周知を徹底することとする。

(略)

3 市(本部・支部)は住民及び事業所等施設管理者が自ら適切に避難の有無を判断できるよう、市が把握した延焼火災、危険物・有毒物等取扱施設事故の発生情報、土砂災害・倒壊建物、雪崩、高潮、津波、洪水、浸水等災害危険情報については、漏れなく公開する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「警戒情報」、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」「災害発生情報」など多段階的に、関係住民及び事業所等施設管理者向けの情報発信を行い、情報の不足・周知徹底不十分による逃げ遅れの無いよう努める。

第3 避難に関する情報等の区分のめやす

区分	連絡又は発令時の状況	住民に求める行動
警戒情報	□気象情報、水位・雨量情報等から避難を要する事態への推移を見守るなどの警戒体制をとっている状況	□ラジオ、テレビ等をつけっ放しにするとともに、市、区長、消防団等からの避難に関する情報がいつでも受け止められる態勢を確保 □浸水に備え、家財道具等の高い所への移動等ある程度の時間を要する作業開始
避難準備・高齢者等避難開始	□要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ※ 津波については、適用しない。	□要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) □上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 □特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のいしれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退きすることが強く望まれる。
避難勧告	□通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	□通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 □指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安

206

第1節 計画の方針

第2 緊急避難の基本指針

1 災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。住民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、住民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市から避難指示が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。そのため、市は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に高齢者等避難を発令し、周知を徹底することとする。

(略)

3 市(本部・支部)は住民及び事業所等施設管理者が自ら適切に避難の有無を判断できるよう、市が把握した延焼火災、危険物・有毒物等取扱施設事故の発生情報、土砂災害・倒壊建物、雪崩、高潮、津波、洪水、浸水等災害危険情報については、漏れなく公開する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」など多段階的に、関係住民及び事業所等施設管理者向けの情報発信を行い、情報の不足・周知徹底不十分による逃げ遅れの無いよう努める。

第3 避難に関する情報等の区分のめやす

区分	連絡又は発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	□災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況 ※ 津波については、適用しない。	□高齢者等(避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者)は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保(注1)) □上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
避難指示	□災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況	□危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)

災害対策基本法等の一部改正に伴う改定

		全な場所」(※1)への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」(※2)を行う。
避難指示(緊急)	<input type="checkbox"/> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 <input type="checkbox"/> 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 <input type="checkbox"/> 人的被害の発生した状況	<input type="checkbox"/> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 <input type="checkbox"/> 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 <input type="checkbox"/> 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」(※1)への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」(※2)を行う。
災害発生情報	<input type="checkbox"/> 既に災害が発生している状況	<input type="checkbox"/> 命を守るための最善の行動を取る。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋への移動

緊急安全確保(注2)	<input type="checkbox"/> 居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況	<input type="checkbox"/> 立退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 <input type="checkbox"/> ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注1 立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待機をすること。

注2 必ず発令されるとは限らない。

207 第2節 避難の勧告・指示及び警戒区域の設定

第1 避難の勧告・指示

1 実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
市長	<input type="checkbox"/> 市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき、避難のための立退きの勧告又は指示を行う。	災害対策基本法第60条第1項
府知事	<input type="checkbox"/> 災害の発生により市がその全部又は、大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	災害対策基本法第60条第6項
(略)		

2 勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次のことを明らかにして行う。

- 避難対象地域(地区名、施設名等)
- 適切な避難行動のあり方(立退き避難又は屋内安全確保)

第2節 避難の指示及び警戒区域の設定

第1 避難の指示

1 実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
市長	<input type="checkbox"/> 市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき、避難のための立退きの指示を行う。	災害対策基本法第60条第1項
府知事	<input type="checkbox"/> 災害の発生により市がその全部又は、大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。	災害対策基本法第60条第6項
(略)		

2 指示の内容

避難の指示は、次のことを明らかにして行う。

- 避難対象地域(地区名、施設名等)
- 適切な避難行動のあり方(立退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保)

- 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- 避難経路
- 避難勧告又は指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）（略）

第3節 緊急避難実施要領

第1 市各部及び支部の役割

名称	役割のあらまし
総務部	（略） <input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）又は災害発生情報の発令（略）
（略）	（略）
支部	（略） <input type="checkbox"/> 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の住民への周知徹底（略）

第4 緊急避難実施手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
（略）	（略）
関係地域内住民等への避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の伝達	<input type="checkbox"/> 防災行政無線一斉放送、有線放送依頼、拡声器付広報車、サイレン、職員・消防団員による巡回等により関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し伝達する。 <input type="checkbox"/> 避難措置解除の連絡は避難勧告等の伝達に準じて行う。
（略）	（略）
避難路・避難場所の安全確保	<input type="checkbox"/> 避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、避難道路の安全確保に努める <input type="checkbox"/> 避難場所周辺への延焼防止及び飛び火等による避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。 <input type="checkbox"/> 警察署は、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するなど、被害の規模や態様により、必要な部隊を派遣し、避難路の安全を確保する。
（略）	（略）
府への報告その他	<input type="checkbox"/> 避難の措置及びその解除について、次の事項を明らかにして、速やかに丹後広域振興局を通じて、府（消防安全課、防災・原子力安全課）に報告する。（略）

第5 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保

- 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- 避難経路
- 避難指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）（略）

第3節 緊急避難実施要領

第1 市各部及び支部の役割

名称	役割のあらまし
総務部	（略） <input type="checkbox"/> 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令（略）
（略）	（略）
支部	（略） <input type="checkbox"/> 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の住民への周知徹底（略）

第4 緊急避難実施手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
（略）	（略）
関係地域内住民等への避難指示及び緊急安全確保の伝達	<input type="checkbox"/> 防災行政無線一斉放送、有線放送依頼、拡声器付広報車、サイレン、職員・消防団員による巡回等により関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し伝達する。 <input type="checkbox"/> 避難措置解除の連絡は避難指示等の伝達に準じて行う。
（略）	（略）
避難路・避難場所の安全確保	<input type="checkbox"/> 避難指示及び緊急安全確保の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、避難道路の安全確保に努める <input type="checkbox"/> 避難場所周辺への延焼防止及び飛び火等による避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。 <input type="checkbox"/> 警察署は、避難指示又は緊急安全確保が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するなど、被害の規模や態様により、必要な部隊を派遣し、避難路の安全を確保する。
（略）	（略）
府への報告その他	<input type="checkbox"/> 避難の措置及びその解除について、次の事項を明らかにして、速やかに丹後広域振興局を通じて、府（災害対策課）に報告する。（略）

第5 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保

災害対策基本法等の一部改正に伴う改定、府の組織改編に伴う改定

210

210
211
212

項目	手順その他必要な事項
(略)	
防災対応や避難誘導に係る行動ルール	□ <u>避難指示(緊急)</u> 等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、予め定めた津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールに基づく。(東日本大震災では、水門閉鎖中や、避難しながらいない人の説得中に防災事務従事者が被害にあった事例がある)
(略)	

212

項目	手順その他必要な事項
(略)	
防災対応や避難誘導に係る行動ルール	□ <u>避難指示</u> 等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、予め定めた津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールに基づく。(東日本大震災では、水門閉鎖中や、避難しながらいない人の説得中に防災事務従事者が被害にあった事例がある)
(略)	

災害対策基本法等の一部改正に伴う改定

第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画

第1章 道路交通対策計画

第2節 交通規制対策

第1 実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
警察本部長	□ <u>災害が発生し、まさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。</u>	災害対策基本法第76条
(略)		

216

第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画

第1章 道路交通対策計画

第2節 交通規制対策

第1 実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
<u>公安委員会</u>	□ <u>災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。</u>	災害対策基本法第76条
(略)		

府地域防災計画との整合(字句修正/京都府警察本部)

第4節 地震発生時における道路通行規制要領

第2 市内における異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準(府地域防災計画抜粋)

種別	路線名	区間	延長 km	規制基準 mm		危険内容
				通行注意 対象雨量	通行止 対象雨量	
(略)						
一般国道	312号	久美浜町坂井～栃谷	2.5	120	170	落石 土砂崩落
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
(略)						

219

第4節 地震発生時における道路通行規制要領

第2 市内における異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準(府地域防災計画抜粋)

種別	路線名	区間	延長 km	規制基準 mm		危険内容
				通行注意 対象雨量	通行止 対象雨量	
(略)						
一般国道	312号	久美浜町坂井～栃谷	2.5	120	170	落石 土砂崩落
<u>一般国道</u>	<u>312号</u>	<u>宮津市字須津～大宮町森本(野田川大宮道路)</u>	<u>4.3</u>	<u>時間雨量20 連続雨量70</u>	<u>時間雨量40 (連続110mm と組合せ) 連続雨量160</u>	<u>落石 土砂崩落 路肩決壊</u>
(略)						

府地域防災計画との整合

第11章 ガス施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第2 ガス施設の応急対策に関する基本指針

- 1 全国農業協同組合連合会(全農)等ガス供給事業者等は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、施設周辺住民に対し必要な場合の避難の指示、危険区域の設定等応急対策に万全を尽くす。あわせて、府消防防災企画課(産業保安担当)、消防本部・署、警察署及び市にその旨を速やかに通報する。

244

第11章 ガス施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第2 ガス施設の応急対策に関する基本指針

- 1 全国農業協同組合連合会(全農)等ガス供給事業者等は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、施設周辺住民に対し必要な場合の避難の指示、危険区域の設定等応急対策に万全を尽くす。あわせて、府消防保安課、消防本部・署、警察署及び市にその旨を速やかに通報する。

府の組織改編に伴う改定

第13章 市の施設及び観光施設等応急対策計画

第13章 市の施設及び観光施設等応急対策計画

249

第1節 計画の方針

第2 市の施設及び観光施設等応急対策に関する基本指針

2 市各部及び各支部は所管する施設等の管理者が自ら適切に避難その他防災のための措置の可否を判断できるよう、市が把握する災害危険に関する情報については、漏れなく連絡する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「警戒情報」、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」及び「災害発生情報」など多段階的に、各施設等管理者向け情報発信を行い、情報の不足・連絡不十分による逃げ遅れ等のないよう努める。

第14章 社会福祉施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第2 社会福祉施設応急対策に関する基本指針

- 1 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における当該施設については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。
- 2 (略)
- 3 市各部及び各支部は所管する施設等の管理者が自ら適切に避難その他防災のための措置の可否を判断できるよう、市が把握する災害危険に関する情報については、漏れなく連絡する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「警戒情報」、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」及び「災害発生情報」など多段階的に、各施設等管理者向け情報発信を行い、情報の不足・連絡不十分による逃げ遅れ等のないよう努める。
(略)

252

第4部 被災者救援に関する対応計画

第1章 医療助産計画

第2節 災害時医療救護対策のめやす

第2 救護厚生部が発災直後にとるべき主な措置

項目	手順その他必要な事項
(略)	
搬送体制の確立 ※総務部を通じて	<input type="checkbox"/> 搬送拠点の確保（ヘリポートの確保） <input type="checkbox"/> 救急車両他搬送用車両の確保 <input type="checkbox"/> ヘリコプターの確保（官・民）（ → 府災害対策課、防災消防企画課・自衛隊等）
(略)	

258

第3 救護所における医療救護対策実施のめやす

項目	手順その他必要事項
設置場所	<input type="checkbox"/> 5 国保診療所・宇川診療所・峰山中学校及び網野中学校の8箇所のうち設置可能な施設 <input type="checkbox"/> 必要に応じて災害現場その他本部長（市長）が必要と認めた場所
(略)	

259

第2章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第1節 計画の方針

第1節 計画の方針

第2 市の施設及び観光施設等応急対策に関する基本指針

2 市各部及び各支部は所管する施設等の管理者が自ら適切に避難その他防災のための措置の可否を判断できるよう、市が把握する災害危険に関する情報については、漏れなく連絡する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」など多段階的に、各施設等管理者向け情報発信を行い、情報の不足・連絡不十分による逃げ遅れ等のないよう努める。

第14章 社会福祉施設応急対策計画

第1節 計画の方針

第2 社会福祉施設応急対策に関する基本指針

- 1 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における当該施設については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。
- 2 (略)
- 3 市各部及び各支部は所管する施設等の管理者が自ら適切に避難その他防災のための措置の可否を判断できるよう、市が把握する災害危険に関する情報については、漏れなく連絡する。また警戒を要する時期においては、「京丹後市避難情報発令基準」に基づき、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」など多段階的に、各施設等管理者向け情報発信を行い、情報の不足・連絡不十分による逃げ遅れ等のないよう努める。
(略)

第4部 被災者救援に関する対応計画

第1章 医療助産計画

第2節 災害時医療救護対策のめやす

第2 救護厚生部が発災直後にとるべき主な措置

項目	手順その他必要な事項
(略)	
搬送体制の確立 ※総務部を通じて	<input type="checkbox"/> 搬送拠点の確保（ヘリポートの確保） <input type="checkbox"/> 救急車両他搬送用車両の確保 <input type="checkbox"/> ヘリコプターの確保（官・民）（ → 府災害対策課・自衛隊等）
(略)	

第3 救護所における医療救護対策実施のめやす

項目	手順その他必要事項
設置場所	<input type="checkbox"/> 6 国保診療所・峰山中学校及び網野中学校の8箇所のうち設置可能な施設 <input type="checkbox"/> 必要に応じて災害現場その他本部長（市長）が必要と認めた場所
(略)	

第2章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第1節 計画の方針

災害対策基本法等の一部改正に伴う改定

字句修正、災害対策基本法等の一部改正に伴う修正

府の組織改編に伴う改定

宇川診療所が国保診療所となったことによる修正

262 第2 要配慮者救援対策に関する基本的考え方、基本指針
 5 警戒を要する時期においては、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。

第2節 計画の内容
 第1 避難行動要支援者等救援対策実施体制

1 市・関係機関・協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
市	□避難行動要支援者の <u>(追加)</u> 安否確認並びに安全確保 <u>(追加)</u> (略)
(略)	

263 第2 高齢者、障がい者、乳幼児向け救援対策上配慮を要する点
 3 児童
 □ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。
 (略)

第3章 避難所開設・運営計画
 第2節 避難所の開設・運営及び閉鎖

第1 開設・運営手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
(略)	
避難場所の運営における女性の参画	□男女共同参画の視点による指定避難所運営に活用できるガイド等を策定。 □女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるもの。 □女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布。 □巡回警備や防犯ブザーの配付等による安全性の確保。
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
食品、生活必需品の請求、受取り、配布	(略) □生理用品、 <u>粉ミルク</u> 、離乳食などを確保する。

269

第2 要配慮者救援対策に関する基本的考え方、基本指針
 5 警戒を要する時期においては、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等については、当該区域ごとに定めた警戒避難体制に基づき適切に対応する。

第2節 計画の内容
 第1 避難行動要支援者等救援対策実施体制

1 市・関係機関・協力団体等の役割分担

名称区分	役割のあらまし
市	□避難行動要支援者の <u>避難誘導及び</u> 安否確認並びに安全確保 <u>□被害が予想される地震が発生した場合、府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあつては避難支援等を実施する者）の同意の有無に関わらず、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。</u> <u>□避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。</u> (略)
(略)	

第2 高齢者、障がい者、乳幼児向け救援対策上配慮を要する点
 3 児童
 □ほ乳びん、粉・液体ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。
 (略)

第3章 避難所開設・運営計画
 第2節 避難所の開設・運営及び閉鎖

第1 開設・運営手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
(略)	
避難場所の運営における女性の参画	□男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定。 □女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるもの。 □女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布。 □ <u>男女ペアによる</u> 巡回警備や防犯ブザーの配付等による安全性の確保。
<u>女性や子供等の安全への配慮</u>	<u>□指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生の防止</u> <u>□女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努める。</u> <u>□トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するよう努める。</u> <u>□性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。</u> <u>□警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u>
食品、生活必需品の請求、受取り、配布	(略) □生理用品、 <u>粉・液体ミルク</u> 、離乳食などを確保する。

269

字句修正

府地域防災計画との整合（災害対策基本法等の一部改正に伴う修正）

最新の状況に修正

府地域防災計画との整合（防災基本計画の修正を踏まえた改定）、最新の状況に修正

	□生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当する。
(略)	

第4節 避難者健康対策

第2 健康対策支援活動の実施

2 活動内容

時期	活動内容
(略)	
概ね災害発生後 7 2 時間以内 (緊急対策期)	(略) □感染症、 <u>エコノミー症候群</u> 、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供
(略)	

273

274

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

	□生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当する。
(略)	

第4節 避難者健康対策

第2 健康対策支援活動の実施

2 活動内容

時期	活動内容
(略)	
概ね災害発生後 7 2 時間以内 (緊急対策期)	(略) □感染症、 <u>エコノミークラス症候群</u> 、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供
(略)	

第5節 広域避難

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第2 対策実施に関する基本方針

市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、市内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、広域避難の必要があると認めるときは、府内他市町村または府に対し、居住者等の受入れについて協議する。

第3 広域避難

項目	手順その他必要な事項
<u>府内における広域避難</u>	<p>□府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議する。</p> <p>□府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。</p> <p>□府内他市町村から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。</p>
<u>府外における広域避難</u>	<p>□他の都道府県における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。</p> <p>□府外からの広域避難先として、府から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。</p>
<u>居住者等に対する情報提供と支援</u>	<p>□市は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。</p> <p>□広域避難を受け入れたときは、当該市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。</p>

字句訂正

府地域防災計画との整合（災害対策基本法等の一部改正に伴う修正）

275

第5節 広域一時滞在

第6節 被災者への情報伝達活動

276

第7節 車中泊避難所対策

第1 車中泊避難対策の基本方針

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

(追加)

第2 車中泊避難対策の実施

(略)

(追加)

第4章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第2節 計画の内容

第2 観光客保護・帰宅困難者対策に関する基本指針

項目	手順その他必要な事項
(略)	
ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請	<input type="checkbox"/> 必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。 <u>(追加)</u>

277

第3節 各機関、団体の役割

項目	手順その他必要な事項
(略)	
府	(略) <u>(追加)</u>
(略)	

278

第5章 生活救援対策計画

第3節 食料供給計画

第3 給食に必要な食料の確保

5 食料の要請・調達・あつ旋等の連絡系統は府地域防災計画一般計画編第2編第19章第2節に示されているとおりである。

282

第6節 広域一時滞在

第7節 被災者への情報伝達活動

第8節 車中避難場所対策

第1 車中泊避難対策の基本方針

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

また、車中避難場所として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受け入れる。

第2 車中避難対策の実施

(略)

6 車中避難場所の開設要請

第4章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第2節 計画の内容

第2 観光客保護・帰宅困難者対策に関する基本指針

項目	手順その他必要な事項
(略)	
ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請	<input type="checkbox"/> 必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。 <u>□府と連携のうえ、府が京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との間で締結している「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。</u>

第3節 各機関、団体の役割

項目	手順その他必要な事項
(略)	
府	(略) <u>□災害時応援協定に基づく宿泊施設等の避難場所の提供</u>
(略)	

第5章 生活救援対策計画

第3節 食料供給計画

第3 給食に必要な食料の確保

5 食料の要請・調達・あつ旋等の連絡系統は府地域防災計画一般計画編第2編第19章第3節に示されているとおりである。

節繰り下げ

府地域防災計画との整合（車中避難場所の確保についても避難対策の一つとして位置付けるため）

府地域防災計画との整合（新規の協定締結に伴う追加）

字句修正

288

第4節 生活必需品等供給計画

第7 電源の確保

(2) 前号の優先復旧、臨時供給ができない場合又は時間を要する場合、(一社)日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸し出しを(一社)日本建設機械レンタル協会又は三菱自動車工業(株)若しくは京都トヨタ自動車(株)等との協定による電気自動車等の貸与をそれぞれ協定締結先事業者へ要請する。

第4編 災害復旧・復興計画

第1部 被災者生活再建支援のための計画

第1章 生活確保対策計画

第4節 融資計画

第2 融資制度の概要

区分	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金	生活福祉資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
貸付機関	市	府社会福祉協議会	府
(略)			
償還方法	年賦又は半年賦	(略)	
貸付利率	年3%		

310

第6節 被災者生活再建支援金支給計画

第2 被災者生活再建支援金支給の概要

1 制度の概要

自然災害により住宅が全壊(全焼・全流出)した世帯又は住宅全壊世帯に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯(住宅が半壊(半焼)し、やむを得ない事由により住宅を解体し、又は住宅が解体された世帯、住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯等)で、一定の条件を満たす世帯に支給される。

311

3 対象世帯及び支給限度額

対象となる自然災害	支給対象者	支給限度額	実施主体等
(略)	(1)左記の対象災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯 (2)(略) (3)左記の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが(追加)世帯	(略) (2)加算支援金 ア 住宅を建設又は購入する世帯 200万円(単数世帯150万円) イ 住宅を補修する世帯 100万円(単数世帯75万円) ウ 住宅を賃借する世帯 50万円(単数世帯37.5万円)	(略)

312

第4節 生活必需品等供給計画

第7 電源の確保

(2) 前号の優先復旧、臨時供給ができない場合又は時間を要する場合、(一社)日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを又は三菱自動車工業(株)等若しくは京都トヨタ自動車(株)等との協定による電気自動車等の貸出しを協定締結先の事業者へ要請する。

第4編 災害復旧・復興計画

第1部 被災者生活再建支援のための計画

第1章 生活確保対策計画

第4節 融資計画

第2 融資制度の概要

区分	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金	生活福祉資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
貸付機関	市	府社会福祉協議会	府
(略)			
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	(略)	
貸付利率	年3%以内で条例に定める率(据置期間中は無利子)		

第6節 被災者生活再建支援金支給計画

第2 被災者生活再建支援金支給の概要

1 制度の概要

自然災害により住宅が全壊(全焼・全流出)、大規模半壊(住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難)若しくは中規模半壊(住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難)した世帯又は住宅全壊世帯に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯(半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その他住宅をやむを得ず解体した世帯、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯)で、一定の条件を満たす世帯に支給される。

3 対象世帯及び支給限度額

対象となる自然災害	支給対象者	支給限度額	実施主体等
(略)	(1)左記の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯 (2)(略) (3)左記の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯	(略) (2)加算支援金 ア 全壊世帯、大規模半壊世帯 イ 住宅を建設又は購入する世帯 200万円(単数世帯150万円) イ 住宅を補修する世帯 100万円(単数世帯75万円) ウ 住宅を賃借する世帯 50万円	(略)

府地域防災計画との整合(新規の協定締結に伴う追加)

府地域防災計画との整合(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う改定)

府地域防災計画との整合(被災者生活再建支援制度に改正を踏まえた改定)、字句修正

--	--	--	--

313 第8節 郵便事業計画

第2 大規模地震災害時における計画方針

1 大規模な地震災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を日本郵便株式会社が実施する。

第11節 その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画

第2 被災者の生活再建支援のための特別措置

機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置
(略)	
N T T西日本等電信電話事業者	<input type="checkbox"/> 避難勧告等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費
(略)	

第2部 市の復旧・復興のための計画

第2章 文教復旧計画

第4節 文化財等の復旧計画

市内の文化財については、速やかに現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

325

		<u>(単数世帯 37.5万円)</u> <u>イ 中規模半壊世帯</u> <u>(ア)住宅を建設又は購入する世帯 100万円(単数世帯75万円)</u> <u>(イ)住宅を補修する世帯 50万円(単数世帯37.5万円)</u> <u>(ウ)住宅を賃借する世帯 25万円(単数世帯 18.75万円)</u>	
--	--	---	--

第8節 郵便業務計画

第2 大規模地震災害時における計画方針

1 大規模な地震災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を日本郵便株式会社が実施する。

第11節 その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画

第2 被災者の生活再建支援のための特別措置

機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置
(略)	
N T T西日本等電信電話事業者	<input type="checkbox"/> 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費
(略)	

第2部 市の復旧・復興のための計画

第2章 文教復旧計画

第4節 文化財等の復旧計画

市内の文化財については、速やかに現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

府地域防災計画との整合(字句修正/日本郵便(株)京都中央郵便局)

災害対策基本法等の一部改正に伴う修正

府地域防災計画との整合(字句修正)